

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、新たに行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年4月1日～2023年3月31日までの1年間
2. 内容

目標1：育児休業等の制度についての労働者向けの説明資料を作成し、掲示等制度の再周知を図る。

<対策>

- ◎ 2022年6月～ 従業員へのアンケート調査検討開始
- ◎ 2022年6月～ 育児制度に関するパンフレットの作成・配布などによる周知

目標2：年次有給休暇の取得促進に取り組む。

<対策>

- ◎ 2022年1月～ 計画的な取得に向け管理職説明会を計画期間中に1回行う  
各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する

以上